○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

（平成七・六・一六　法一一二）

施行　平成七・一二・一五（附則参照）
改正　平成七法一二八、平成九法五九、平成一〇法五四、平成一一法一四六・法一六〇、平成一二法一一三、平成一五法九三

目次

第一章　総則（一条・二条）
第二章　基本方針等（三条—六条）
第三章　再商品化計画（七条）
第四章　分別収集（八条—一〇条）
第五章　再商品化の実施（一一条—二〇条）
第六章　指定法人（二一条—三二条）
第七章　雑則（三三条—四五条）
第八章　罰則（四六条—四九条）

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条①　この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。
②　この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。
③　この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。
④　この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）となったものをいう。
⑤　この法律において「分別収集」とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他環境省令で定める行為を行うことをいう。
⑥　この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。
⑦　この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。
⑧　この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。
一　自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る。）の原材料として利用すること。
二　自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。
三　分別基準適合物について、第一号に規定する製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
四　分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
⑨　この法律において容器包装について「用いる」とは、次に掲げる行為をいう。
一　その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）
二　その販売する商品で容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれたものを輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
三　前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為
⑩　この法律において特定容器について「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。
一　特定容器を製造する行為（他の者の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）
二　特定容器を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
三　前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為
⑪　この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業（収益事業であって主務省令で定めるものに限る。以下同じ。）において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であって、次に掲げる者以外の者をいう。
一　国
二　地方公共団体
三　特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
四　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、その事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間）における政令で定める売上高が政令で定める金額以下である者
⑫　この法律において「特定容器製造等事業者」とは、特定容器の製造等の事業を行う者であって、前項各号に掲げる者以外の者をいう。
⑬　この法律において「特定包装利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について、特定包装を用いる事業者であって、第十一項各号に掲げる者以外の者をいう。

第二章　基本方針等

（基本方針）
第三条①　主務大臣は、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
②　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向
二　容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
三　容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項
四　分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項
五　円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のために必要とされる調整に関する事項
六　環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
七　その他容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項
③　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（事業者及び消費者の責務）
第四条　事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

（国の責務）
第五条①　国は、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
②　国は、物品の調達に当たっては、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の利用を促進するよう必要な考慮を払うものとする。
③　国は、容器包装に関する情報の収集、整理及び活用、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等の促進に資する科学技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
④　国は、教育活動、広報活動等を通じて、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）
第六条①　市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
②　都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。
③　都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第三章　再商品化計画

第七条①　主務大臣は、基本方針に即して、主務省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする分別基準適合物の再商品化に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を定めなければならない。
②　再商品化計画においては、特定分別基準適合物ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　各年度において再商品化がされる当該特定分別基準適合物の量の見込み
二　当該特定分別基準適合物の再商品化をするための施設の設置に関する事項
三　当該特定分別基準適合物の再商品化の具体的方策に関する事項
四　その他当該特定分別基準適合物の再商品化の実施に関し重要な事項
③　主務大臣は、再商品化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四章　分別収集

（市町村分別収集計画）
第八条①　市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。

②　市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
二　容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
三　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
四　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物ごとの量の見込み
五　分別収集を実施する者に関する基本的な事項
六　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
七　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
③　市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第六条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。
④　市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
⑤　都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。

（都道府県分別収集促進計画）
第九条①　都道府県は、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（以下「都道府県分別収集促進計画」という。）を定めなければならない。
②　都道府県分別収集促進計画においては、当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量
二　当該都道府県の区域内において得られる特定分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量
三　当該都道府県の区域内において得られる第二条第六項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量
四　分別収集の促進の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項
③　都道府県分別収集促進計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めなければならない。
④　都道府県分別収集促進計画（第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。）は、当該都道府県の区域内の市町村の定める市町村分別収集計画（前条第二項第一号及び第四号に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。
⑤　都道府県は、都道府県分別収集促進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを環境大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
⑥　環境大臣は、前項の規定によりすべての都道府県から都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、第二項第二号に規定する各年度における特定分別基準適合物ごとの量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの総量を公表しなければならない。
⑦　環境大臣は、第五項の規定により都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、都道府県に対し、助言その他必要な援助をすることができる。

（容器包装廃棄物の分別収集等）
第一〇条①　市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これに従って容器包装廃棄物の分別収集をしなければならない。
②　市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をするときは、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を定めるとともに、これを周知させるために必要な措置を講じなければならない。
③　前項に規定する分別の基準が定められたときは、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者は、当該基準に従い、容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。
④　第二項に規定する分別の基準を定めた市町村は、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が当該分別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章　再商品化の実施

（特定容器利用事業者の再商品化義務）
第一一条①　特定容器利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器（第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。
②　前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。
一　再商品化義務総量に、再商品化義務総量のうち特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率を乗じて得た量
二　当該特定容器利用事業者が当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率
イ　前号に掲げる量のうち、当該業種に属する事業において当該特定容器を用いる特定容器利用事業者又は当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の製造等をする特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率
ロ　当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であって当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率
ハ　当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量
ニ　すべての特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量
③　前項第一号の再商品化義務総量は、当該年度における当該特定分別基準適合物の第九条第六項に規定する総量に特定事業者責任比率（当該特定分別基準適合物の量のうち、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た量と、当該年度の前年度の末までに得られた当該特定分別基準適合物であって再商品化がされなかったものの量のうち当該年度において特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者により再商品化がされるべき量として主務省令で定めるところにより算定される量とを合算して得た量（その量が当該年度における当該特定分別基準適合物の第七条第二項第一号に掲げる量に特定事業者責任比率を乗じて得た量を超えるときは、当該乗じて得た量）を基礎として主務大臣が定める量とする。

（特定容器製造等事業者の再商品化義務）
第一二条①　特定容器製造等事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その製造等をする特定容器（第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される特定容器を除く。以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。
②　前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。
一　前条第二項第一号に掲げる量
二　当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する前条第二項第二号に規定する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率
イ　前条第二項第二号イに掲げる比率
ロ　一から前条第二項第二号ロに掲げる率を控除して得た率
ハ　当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であって当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度において販売する量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量
ニ　すべての特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であって当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度において販売する量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量

（特定包装利用事業者の再商品化義務）
第一三条①　特定包装利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定包装（第十八条第一項の認定に係る特定包装を除く。以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。
②　前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に、第二号に掲げる量を第三号に掲げる量で除して得た率を乗じて得た量に相当する量とする。
一　第十一条第二項第一号の再商品化義務総量から同号に掲げる量を控除して得た量
二　当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定分別基準適合物に係る特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量
三　すべての特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量

（再商品化したものとみなされる場合）
第一四条　特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者が、第十一条から前条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部の再商品化について第二十一条第一項に規定する指定法人と第二十三条第一項に規定する再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの債務を履行したときは、当該特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、その委託した量に相当する当該特定分別基準適合物の量について再商品化をしたものとみなす。

（再商品化の認定）
第一五条①　特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部について再商品化をしようとする

とき（第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者に委託して再商品化をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。
一 当該再商品化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。
二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。
三 当該再商品化に係る次項第五号に掲げる量が、主務省令で定める特定分別基準適合物の地域に関する基準に適合していること。
② 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 その事業において用いる特定容器、その事業において製造等をする特定容器又はその事業において用いる特定包装の種類及び量並びに当該特定容器又は当該特定包装の属する容器包装区分
三 前号の容器包装区分に係る特定分別基準適合物の第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量
四 当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物
五 前号の特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物の市町村別の量
六 当該認定に係る再商品化に必要な行為を実施する者及び当該再商品化の用に供する施設
③ 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再商品化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
（変更の認定）
第一六条① 前条第一項の認定を受けた特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
② 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。
（認定の取消し）
第一七条 主務大臣は、第十五条第一項の認定に係る再商品化が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
（自主回収の認定）
第一八条① 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。
② 主務大臣は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者の名称及び住所並びにその回収する特定容器又は特定包装の種類、量及びその回収の方法を公示するものとする。
③ 主務大臣は、第一項の認定に係る回収の方法が同項に規定する主務省令で定める回収率を達成するために不適切なものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
（指導及び助言）
第一九条 主務大臣は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量の再商品化の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該再商品化の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。
（勧告及び命令）
第二〇条① 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する再商品化をしない特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（第三十九条を除き、以下「特定事業者」という。）があるときは、当該特定事業者に対し、当該再商品化をすべき旨の勧告をすることができる。
② 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
③ 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 指定法人

（指定等）
第二一条① 主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であって、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。
② 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
③ 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
④ 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（業務）
第二二条 指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものとする。
（業務の委託）
第二三条① 指定法人は、主務大臣の認可を受けて、前条の委託に係る契約（以下「再商品化契約」という。）の締結及び当該委託に係る料金（以下「委託料金」という。）の収受に関し必要な業務の一部を特定事業者の加入している団体で政令で定めるものに委託することができる。
② 前項の認可があった場合においては、同項の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。
（再商品化業務規程）
第二四条① 指定法人は、再商品化業務を行うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令で定める事項について再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
② 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 再商品化業務の実施方法及び委託料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
二 指定法人及び指定法人との間に再商品化契約又は分別基準適合物の再商品化の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
③ 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化業務規程が再商品化業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その再商品化業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
（事業計画等）
第二五条① 指定法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再商品化業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
② 事業計画書には、特定分別基準適合物ごとに、委託料金及び再商品化をしようとする当該特定分別基準適合物の市町村別の量を記載しなければならない。
③ 指定法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再商品化業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。
（業務の休廃止）
第二六条 指定法人は、主務大臣の許可を受けなければ、再商品化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
（契約の締結及び解除）
第二七条① 指定法人は、再商品化契約の申込者が再商品化契約を締結していたことがある者である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化契約の締結を拒絶してはならない。
② 指定法人は、再商品化契約を締結した特定容器利用事業者が再商品化契約に係る特定容器を用いた商品を販売しなくなったとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化契約を解除してはならない。
（秘密保持義務）
第二八条 指定法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、再商品化業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（帳簿）
第二九条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、再商品化業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
（報告及び立入検査）
第三〇条① 主務大臣は、再商品化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、再商品化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
② 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
③ 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（監督命令）
第三一条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
（指定の取消し等）
第三二条① 主務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。
一 再商品化業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があったとき。
三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第二十四条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化業務規程によらないで再商品化業務を行ったとき。
② 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 雑則

（国等の措置）
第三三条 第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる者は、その事業において用いる容器包装が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、この法律の趣旨にのっとり、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（再商品化に要する費用の価格への反映）
第三四条 国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源

の有効利用を図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。
（市町村長の申出）
第三五条 容器包装廃棄物の分別収集を行っている市町村の長は、当該分別収集に係る分別基準適合物について再商品化がされないおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。
（再商品化により得られた物の利用義務等）
第三六条① 分別基準適合物の再商品化により得られた物を利用することができる事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）で定めるところにより、これを利用する義務を課せられるものとする。
② その事業において容器包装を用いる事業者及び容器包装の製造、加工又は販売の事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律で定めるところにより、その事業に係る容器包装のうち容器包装廃棄物として排出されたものの分別収集を促進し、及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずる義務を課せられるものとする。
（廃棄物処理法の特例等）
第三七条① 指定法人、第十五条第一項の認定を受けた特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた特定事業者から委託を受ける者にあっては、同条第二項第六号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項又は同条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。
② 指定法人は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
（帳簿）
第三八条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定容器を用いた商品の販売、特定容器の製造等又は特定包装を用いた商品の販売及び分別基準適合物の再商品化に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
（報告の徴収）
第三九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関し報告をさせることができる。
（立入検査）
第四〇条① 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
② 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
③ 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（協議）
第四一条 削除
第四二条 環境大臣は、第二条第六項の環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び農林水産大臣に協議しなければならない。
（主務大臣等）
第四三条① この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び農林水産大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。
一 第十一条第二項第二号ロの規定による率の決定、同号ニの規定による量の決定、第十三条第二項第三号の規定による量の決定、第十五条第一項及び第三項に規定する認定、同条第二項の規定による書類の受理、第十六条第一項に規定する変更の認定、第十七条の規定による認定の取消し、第十八条第一項に規定する認定、同条第二項の規定による公示、同条第三項の規定による認定の取消し、第十九条に規定する指導及び助言、第二十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第三十九条の規定による報告の徴収並びに第四十条の規定による立入検査に関する事項 環境大臣、経済産業大臣及び当該特定容器利用事業者若しくは当該特定包装利用事業者が特定容器若しくは特定包装を用いて行う事業又は当該特定容器製造等事業者が行う特定容器の製造等の事業を所管する大臣
二 第十二条第二項第二号ニの規定による量の決定及び第三十五条の規定による市町村長の申出に関する事項 環境大臣及び経済産業大臣
② この法律における主務省令は、環境大臣、厚生労働大臣及び農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。
一 第十一条第二項第二号ハ、第十三条第二項第二号及び第十五条第一項第一号から第三号までの主務省令 環境大臣、経済産業大臣及び当該特定容器利用事業者若しくは当該特定包装利用事業者が特定容器若しくは特定包装を用いて行う事業又は当該特定容器製造等事業者が行う特定容器の製造等の事業を所管する大臣の発する命令
二 第二条第十項第一号、第十二条第一項、同条第二項第二号ハ及び第三十五条の主務省令 環境大臣及び経済産業大臣の発する命令
③ 第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。
（意見聴取）
第四四条 主務大臣は、第十一条から第十三条までに規定する主務省令、比率、率若しくは量を定め、又は第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他利害関係者の意見を聴くものとする。
（経過措置）
第四五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第四六条 第二十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
第四七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十六条の許可を受けないで再商品化業務の全部を廃止したとき。
二 第二十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
三 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第三十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
第四八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第三十八条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
二 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第四九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則（抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成七・一二・一五―平成七政四一〇）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
一 第八条及び第九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成八・六・一五―平成七政四一〇）
二 第十条、第五章、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで、第四十六条、第四十八条（中略）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（平成九・四・一―平成七政四一〇）
（適用除外期間）
第二条① 第十一条から第十三条までの規定は、中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者その他の政令で定める者に該当する特定事業者については、平成十二年三月三十一日までの間は、適用しない。
② 第三章から第五章まで、第三十三条及び第三十五条から第四十条までの規定は、容器包装のうち、主として紙製のもの及び主としてプラスチック製のものであって政令で定めるものについては、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。
（検討）
第三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第五章、第六章及び第三十八条から第四十条までの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一・一二・三法一四六）（抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（後略）
（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者（第一条の規定による改正前の中小企業基本法第二条に規定する中小企業者を除く。）に対する容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務に係る同法附則第二条第一項の規定による適用除外期間については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第一五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

附属及び関係法令 ◆◆◆

▽容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令〔平成七・一二・一四政四一一、平成七・一二・一五施行〕
▽容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則〔大・厚・農・通産一〕〔平成七・一二・一四、上欄に記載、平成七・一二・一五施行〕
▽容器包装廃棄物の分別収集に関する省令〔平成七・一二・一四厚六、平成七・一二・一五施行〕
▽容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第十項第一号に規定する委託の範囲を定める省令〔平成七・一二・一四厚・通産一、平成七・一二・一五施行〕

表3　会期ごとの提出法律案件数及び成立法律件数

（浅野一郎・河野久＝編著『新・国会事典』（有斐閣、2003年）246～256頁）

（「継続」は前国会からの継続案件数を示す。）

国会回次		召集日	会期終了日	会期	閣法				衆法				参法			
					提出		成立		提出		成立		提出		成立	
					新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
1	特別	昭和 年 月 日 22・5・20	昭和 年 月 日 22・12・9	日 204	161		150		20		8		2			
2	通常	22・12・10	23・7・5	209	225		190		21		20		10		3	
3	臨時	23・10・11	23・11・30	51	40	8	32		5		4		3		1	
4	通常	23・12・1	23・12・23 （解散）	23	23		22		5		5		9		6	
5	特別	24・2・11	24・5・31	110	212		198		22		14		11		7	
6	臨時	24・10・25	24・12・3	40	60	3	51	2	11	2	10		4	1	2	
7	通常	24・12・4	25・5・2	150	196		187		32		29		11		8	
8	臨時	25・7・12	25・7・31	20	20		17		14		11		2	1		
9	臨時	25・11・21	25・12・9	19	43	2	37	2	11	2	8	2	3	1	2	
10	通常	25・12・10	26・6・5	178	181		173		70		59		27		22	
11	臨時	26・8・16	26・8・18	3	1	6				4				5		
12	臨時	26・10・10	26・11・30	52	54	6	51	1	8	4	6		3	5	3	
13	通常	26・12・10	27・7・31	235	249	5	236	5	80	4	61	3	19	4	11	
14	通常	27・8・26	27・8・28 （解散）	3		8			1	6				2		
緊急集会		27・8・31	27・8・31	1												
15	特別	27・10・24	28・3・14 （解散）	142	187		50		59		25		16		2	
緊急集会		28・3・18	28・3・20	3	4		4									
16	特別	28・5・18	28・8・10	85	169		159		88		54		20		13	
17	臨時	28・10・29	28・11・7	10	15	2	15		13	12	2			5		
18	臨時	28・11・30	28・12・8	9	10	2	9		3	18	3		1	5	1	1
19	通常	28・12・10	29・6・15	188	183	2	176	2	51	14	21		22	4	6	
20	臨時	29・11・30	29・12・9	10	11	6	10		22	22	9	2	2	15	1	2
21	通常	29・12・10	30・1・24 （解散）	46					16		4		3			
22	特別	30・3・18	30・7・30	135	150		135		78		35		28		6	
23	臨時	30・11・22	30・12・16	25	10	2	10	1	9	4	5		1	12		
24	通常	30・12・20	31・6・3	167	172	1	141		71	6	16	3	13	13	7	1
25	臨時	31・11・12	31・12・13	32	10	21	4	2	10	26	2	4	1	9		

国会回次		召集日	会期終了日	会期	閣法				衆法				参法			
					提出		成立		提出		成立		提出		成立	
					新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
26	通常	31・12・20	32・5・19	151	158	24	145	9	50	25	15	5	17	10	3	
27	臨時	32・11・1	32・11・14	14	5	20	5	2	13	35	2	1	2	16		
28	通常	32・12・20	33・4・25 （解散）	127	159	16	144	1	27	41	12	3	19	15	4	1
29	特別	33・6・10	33・7・8	29	5		5		16				1			
30	臨時	33・9・29	33・12・7	70	41		6		13	8			6	1		
31	通常	33・12・10	34・5・2 （参議院議員の半数の任期満了）	144	185		171		69		12		14			
32	臨時	34・6・22	34・7・3	12	2	7	2		1	25				4		
33	臨時	34・10・26	34・12・27	63	33	7	32	2	26	26	2	2	2	4		
34	通常	34・12・29	35・7・15	200	155	4	124	1	48	26	9	4	4	6	2	
35	臨時	35・7・18	35・7・22	5		25		4	1	35	1			4		
36	臨時	35・10・17	35・10・24 （解散）	8		21			7	35				4		
37	特別	35・12・5	35・12・22	18	25		23		7		4		1			
38	通常	35・12・26	36・6・8	165	211		150		60	2	8		35	1	2	
39	臨時	36・9・25	36・10・31	37	75	1	68	1	34	1	8		12	7	1	
40	通常	36・12・9	37・5・7	150	160	6	138	2	49	17	7		17	8		
41	臨時	37・8・4	37・9・2	30	3	15	3	8	11	32	2	1	9	1		1
42	臨時	37・12・8	37・12・23	16	11	4	2	1	1	35				6		
43	通常	37・12・24	38・7・6	195	185		158		53		7		34		2	
44	臨時	38・10・15	38・10・23 （解散）	9	36		1		7		1		1			
45	特別	38・12・4	38・12・18	15	13		11		5		2					
46	通常	38・12・20	39・6・26	190	174	2	156	2	62	1	12	1	18		1	
47	臨時	39・11・9	39・12・18	40	10	9	10	2	9	19	1			5		
48	通常	39・12・21	40・6・1	163	134	5	124	1	45	19	10		19	5	4	
49	臨時	40・7・22	40・8・11	21	5	5	3	1		24						
50	臨時	40・10・5	40・12・13	70	15	6	3			24			3			
51	通常	40・12・20	41・6・27	190	156		136		60		11		18			
52	臨時	41・7・11	41・7・30	20		11		2		23				3		
53	臨時	41・11・30	41・12・20	21	11	7	11	1	1	22	1	2	2	3		
54	通常	41・12・27	41・12・27 （解散）	1		3				20				2		
55	特別	42・2・15	42・7・21	157	152		131		43		6		13			

国会回次		召集日	会期終了日	会期	閣法				衆法				参法			
					提出		成立		提出		成立		提出		成立	
					新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
56	臨時	42・7・27	42・8・18	23	2	11	1		2	15			1			
57	臨時	42・12・4	42・12・23	20	8	7	7	1	4	8	1					
58	通常	42・12・27	43・6・3	160	108	7	90	5	45	9	7		15		2	
59	臨時	43・8・1	43・8・10	10		7				19						
60	臨時	43・12・10	43・12・21	12	9	6	7		3	18						
61	通常	43・12・27	44・8・5	222	113	6	63	3	58	18	4		22			
62	臨時	44・11・29	44・12・2 (解散)	4	33		26		2		1		11			
63	特別	45・1・14	45・5・13	120	109		98		39		17		22		1	
64	臨時	45・11・24	45・12・18	25	27	4	27	1	5	6	2					
65	通常	45・12・26	46・5・24	150	105	3	93	3	35	4	15		19			
66	臨時	46・7・14	46・7・24	11		6				12						
67	臨時	46・10・16	46・12・27	73	22	6	14	1	8	12	4					
68	通常	46・12・29	47・6・16	171	115	13	95	9	48	8	14		10			
69	臨時	47・7・6	47・7・12	7		11				16				1		
70	臨時	47・10・27	47・11・13 (解散)	18	9	11	9	3	4	16	3			1		
71	特別	47・12・22	48・9・27	280	128		103		65		14		25		1	
72	通常	48・12・1	49・6・3	185	95	20	79	15	44	21	13	1	10	13		
73	臨時	49・7・24	49・7・31	8		8			3	26						
74	臨時	49・12・9	49・12・25	17	14	8	14		4	25	1		10		1	
75	通常	49・12・27	50・7・4	190	68	8	43	5	40	22	19		29	8		
76	臨時	50・9・11	50・12・25	106	31	7	30		7	32	1		13			
77	通常	50・12・27	51・5・24	150	69	7	58	1	24	31	10		20	6		
78	臨時	51・9・16	51・11・4	50	9	15	8	6	5	41	1		6	22	1	
79	臨時	51・12・24	51・12・28	5												
80	通常	51・12・30	52・6・9	162	76		65		52		11		19			
81	臨時	52・7・27	52・8・3	8		8				29						
82	臨時	52・9・29	52・11・25	58	13	8	7	2	7	29	1		1			
83	臨時	52・12・7	52・12・10	4	8	4	2		3	26	3			1		
84	通常	52・12・19	53・6・16	180	82	10	74	9	33	26	10		14	1	1	1
85	臨時	53・9・18	53・10・21	34	13	8	12	1	6	41	4		3	6	1	
86	臨時	53・12・6	53・12・12	7		8				35				7		

国会回次		召集日	会期終了日	会期	閣法				衆法				参法			
					提出		成立		提出		成立		提出		成立	
					新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
87	通常	53・12・22	54・6・14	175	68	8	42	3	36	35	7	1	11	5		
88	臨時	54・8・30	54・9・7 (解散)	9	30		3		22				9			
89	特別	54・10・30	54・11・16	18					7							
90	臨時	54・11・26	54・12・11	16	25		15		4	7	1					
91	通常	54・12・21	55・5・19 (解散)	151	92	10	66	9	58	10	9		17		1	
92	特別	55・7・17	55・7・26	10	2											
93	臨時	55・9・29	55・11・29	62	31	2	23	2	18		5		2			
94	通常	55・12・22	56・6・6	167	74	8	69	3	54	10	15	1	14	1	1	
95	臨時	56・9・24	56・11・28	66	5	8	3	2	2	38	1		1	6		
96	通常	56・12・21	57・8・21	244	81	4	77	2	41	34	17		10	7	1	1
97	臨時	57・11・26	57・12・25	30	5	6	4		1	42		1		3		
98	通常	57・12・28	58・5・26	150	58	5	51	1	18	41	6	2	7	3		
99	臨時	58・7・18	58・7・23	6		11				47						
100	臨時	58・9・8	58・11・28 (解散)	82	13	11	13	5	4	47	1	2	5			
101	特別	58・12・26	59・8・8	227	84		70		45		8		18			
102	通常	59・12・1	60・6・25	207	84	10	77	8	39	24	14		7	9	1	
103	臨時	60・10・14	60・12・21	69	12	7	10	6	3	43	3		1	11		
104	通常	60・12・24	61・5・22	150	87	3	73		23	36	9		11	10	2	
105	臨時	61・6・2	61・6・2 (解散)	1		16				45						
106	特別	61・7・22	61・7・25	4												
107	臨時	61・9・11	61・12・20	101	28		24		9		1		3			
108	通常	61・12・29	62・5・27	150	100	1	72		21	4	9		4			
109	臨時	62・7・6	62・9・19	76	9	22	8	12	11	15	2	3	3	2		
110	臨時	62・11・6	62・11・11	6		11				18				5		
111	臨時	62・11・27	62・12・12	16	5	11	5	3	1	18			1	5	1	
112	通常	62・12・28	63・5・25	150	83	8	75		15	19	9		3	5		
113	臨時	63・7・19	63・12・28	163	17	14	17	7	8	22	6			8		
114	通常	63・12・30	平成元年6月22日	175	78	7	60		10	24	4		2	8		
115	臨時	平成元年8月7日	元・8・12	6		24				27						
116	臨時	元・9・28	元・12・16	80	8	24	8	17	10	27	4	1	14		1	

国会回次		召集日	会期終了日	会期	閣法				衆法				参法			
					提出		成立		提出		成立		提出		成立	
					新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
117	通常	元・12・25	2・1・24 (解散)	31	5	6				25			2	3	1	
118	特別	2・2・27	2・6・26	120	70		66		16		8		8			
119	臨時	2・10・12	2・11・10	30	2	3	1			4				6		
120	通常	2・12・10	3・5・8	150	93	3	83	1	18	4	10		3	6		
121	臨時	3・8・5	3・10・4	61	6	12	1	6	9	9	4		1	6		
122	臨時	3・11・5	3・12・21	47	14	8	14		4	9	2		1	6		
123	通常	4・1・24	4・6・21	150	84	8	80	3	12	10	7		6	6		
124	臨時	4・8・7	4・8・11	5		9				13				1		
125	臨時	4・10・30	4・12・10	42	10	9	10	3	12	13	7		5	1		
126	通常	5・1・22	5・6・18 (解散)	148	76	6	72		26	15	6		16	5	1	
127	特別	5・8・5	5・8・28	24												
128	臨時	5・9・17	6・1・29	135	20		17		11		4		6		3	
129	通常	6・1・31	6・6・29	150	75	3	67	2	13	2	10		5		3	
130	臨時	6・7・18	6・7・22	5		8				5						
131	臨時	6・9・30	6・12・9	71	19	8	19	8	7	4	4	1	1			
132	通常	7・1・20	7・6・18	150	102		102		20	4	7	2	6		2	
133	臨時	7・8・4	7・8・8	5					13	1				1		
134	臨時	7・9・29	7・12・15	78	17		17		22	1	6			1		1
135	臨時	8・1・11	8・1・13	3						13						
136	通常	8・1・22	8・6・19	150	99		99		16	13	10		5		1	
137	臨時	8・9・27	8・9・27 (解散)	1					2	2				1		
138	特別	8・11・7	8・11・12	6												
139	臨時	8・11・29	8・12・18	20	12		9		18		1		2			
140	通常	9・1・20	9・6・18	150	92	3	90		45	8	10	1	11		3	
141	臨時	9・9・29	9・12・12	75	20	5	20	4	22	7	3		6	2	1	
142	通常	10・1・12	10・6・18	158	117	1	97	1	44	9	6	4	6	4	1	
143	臨時	10・7・30	10・10・16	79	10	20	7	10	20	32	14	1	10	1	1	1
144	臨時	10・11・27	10・12・14	18	6	11	6		7	34	3		5			
145	通常	11・1・19	11・8・13	207	124	11	110	10	38	34	13		22		5	
146	臨時	11・10・29	11・12・15	48	74	15	74	6	19	18	5	1	7	2	2	
147	通常	12・1・20	12・6・2 (解散)	135	97	9	90	7	35	23	17	1	20	2	2	
148	特別	12・7・4	12・7・6	3					3							

国会回次		召集日	会期終了日	会期	閣法				衆法				参法			
					提出		成立		提出		成立		提出		成立	
					新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
149	臨時	12・7・28	12・8・9	13					1	3			8			
150	臨時	12・9・21	12・12・1	72	21		20		25	3	11		17		1	
151	通常	13・1・31	13・6・29	150	99	1	92	1	64	6	17	1	22		1	
152	臨時	13・8・7	13・8・10	4		7				36						
153	臨時	13・9・27	13・12・7	72	28	7	28	5	29	36	9	3	11		1	
154	通常	14・1・21	14・7・31	192	104	2	88	1	47	44	12	3	22	2	1	
155	臨時	14・10・18	14・12・13	57	71	17	71	7	9	56	5	4	11	4		

現在有効な太政官布告の例

明治五年太政官布告第三百三十七号（改暦ノ布告）
（明治五年十一月九日太政官布告第三百三十七号）

今般改暦ノ儀別紙　詔書ノ通被　仰出候条此旨相達候事

（別紙）

詔書写

朕惟フニ我邦通行ノ暦タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躔度ニ合ス故ニ二三年間必ス閏月ヲ置カサルヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晩アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率子妄誕無稽ノ厲シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋シ太陽暦ハ太陽ノ躔度ニ従テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晩ノ変ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス之ヲ太陰暦ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固リ論ヲ俟タサルナリ依テ自今旧暦ヲ廃シ太陽暦ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン百官有司其レ斯旨ヲ体セヨ

明治五年壬申十一月九日

一今般太陰暦ヲ廃シ太陽暦御頒行相成候ニ付来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事

但新暦鏤板出来次第頒布候事

一一ケ年三百六十五日十二ケ月ニ分チ四年毎ニ一日ノ閏ヲ置候事

一時刻ノ儀是迄昼夜長短ニ随ヒ十二時ニ相分チ候処今後改テ時辰儀時刻昼夜平分二十四時ニ定メ子刻ヨリ午刻迄二十二時ニ分チ午前幾時ト称シ午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ午後幾時ト称候事

一時鐘ノ儀来ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事

但是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱来候処以後何時ト可称事

一諸祭典等旧暦月日ニ相当シ施行可致事

太陽暦　一年三百六十五日　閏年三百六十六日四年毎ニ置之

一月	大	三十一日	其一日	即旧暦壬申	十二月三日						
二月	小	二十八日	閏年二十九日	其一日	同	癸酉	正	月四日			
三月	大	三十一日		其一日	同		二	月三日			
四月	小	三十日		其一日	同		三	月五日			
五月	大	三十一日		其一日	同		四	月五日			
六月	小	三十日		其一日	同		五	月七日			
七月	大	三十一日		其一日	同		六	月七日			
八月	大	三十一日		其一日	同		閏六	月九日			
九月	小	三十日		其一日	同		七	月十日			
十月	大	三十一日		其一日	同		八	月十日			
十一月	小	三十日		其一日	同		九	月十二日			
十二月	大	三十一日		其一日	同		十	月十二日			

大小毎年替ルコトナシ

時刻表

午前	零時	即午後十二時	子刻	一時	子半刻	二時	丑刻
三時	丑半刻	四時	寅刻	五時	寅半刻	六時	卯刻
七時	卯半刻	八時	辰刻	九時	辰半刻	十時	巳刻
十一時	巳半刻	十二時	午刻	午後一時	午半刻	二時	未刻
三時	未半刻	四時	申刻	五時	申半刻	六時	酉刻
七時	酉半刻	八時	戌刻	九時	戌半刻	十時	亥刻
十一時	亥半刻	十二時	子刻				

右之通被定候事

現在有効な太政官達の例

明治十年太政官達第九十七号（大勲位菊花大綬章及副章製式ノ件）
（明治十年十二月二十五日太政官達第九十七号）

明治九年中欽定ノ大勲位菊花大綬章及副章製式別冊ノ通ニ候事

右相達候事

（別冊＝略）

附　則　（昭和一一年五月一九日勅令第六五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ略綬ハ当分ノ内仍之ヲ佩用スルコトヲ得

附　則　（平成一四年八月一二日政令第二七七号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十五年五月一日から施行し、改正後の規定は、平成十五年十一月三日以後の日付をもって授与される勲章から適用する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の規定により授与された勲章及び平成十五年十一月二日以前の日付をもって授与される勲章については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

現在有効な勅令の例

明治十九年勅令第五十一号（本初子午線経度計算方及標準時ノ件）
（明治十九年七月十三日勅令第五十一号）

一英国グリニッヂ天文台子午儀ノ中心ヲ経過スル子午線ヲ以テ経度ノ本初子午線トス

一経度ハ本初子午線ヨリ起算シ東西各百八十度ニ至リ東経ヲ正トシ西経ヲ負トス

一明治二十一年一月一日ヨリ東経百三十五度ノ子午線ノ時ヲ以テ本邦一般ノ標準時ト定ム

現在有効な閣令の例

明治二十五年閣令第四号（各庁ニ於テ公務上在外公使領事ヲ煩ハストキ外務大臣ヘ照会ノ件）
（明治二十五年五月二十七日閣令第四号）

各官庁ニ於テ公務上在外公使領事ヲ煩ハサ、ルヲ得サルコトアル時ハ事ノ大小ヲ論セス総テ之ヲ外務大臣ヘ照会又ハ稟請スヘシ

但予メ外務大臣ノ承諾ヲ経テ直接通信ヲ為スハ此限ニアラス

題名のない法令

明治二十二年法律第三十四号（決闘罪ニ関スル件）
（明治二十二年十二月三十日法律第三十四号）

第一条　決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ応シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二条　決闘ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス

第三条　決闘ニ依テ人ヲ殺傷シタル者ハ刑法　ノ各本条　ニ照シテ処断ス

第四条　決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ約シタル者ハ証人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス
○2　情ヲ知テ決闘ノ場所ヲ貸与シ又ハ供用セシメタル者ハ前項ニ同シ

第五条　決闘ノ挑ニ応セサルノ故ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ刑法　ニ照シ誹毀ノ罪ヲ以テ論ス

第六条　前数条ニ記載シタル犯罪刑法　ニ照シ其重キモノハ重キニ従テ処断ス

現行法令の考え方

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律
（平成五年四月三十日法律第三十二号）

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日は、休日とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律に規定する日は、他の法令の規定の適用については、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日とする。

○道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

第 4 条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。　〔以下略〕

第 7 条　道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。　〔以下略〕

第 121 条　次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第 4 項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第 7 条（信号機の信号等に従う義務）若しくは第 8 条（通行の禁止等）第 1 項の規定に違反した歩行者　〔以下略〕

○道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）

第 2 条　法第 4 条第 4 項 に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一　歩行者は、進行することができること。 二　自動車、原動機付自転車（右折につき原動機付自転車が法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する原動機付自転車（以下この表において「多通行帯道路等通行原動機付自転車」という。）を除く。）、トロリーバス及び路面電車は直進し、左折し、又は右折することができること。 三　多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進（右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。）し、又は左折することができること。
黄色の灯火	一　歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。 二　車両及び路面電車（以下この表において「車両等」という。）は、停止位置をこえて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。
赤色の灯火	一　歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二　車両等は、停止位置を越えて進行してはならないこと。 三　交差点において既に左折している車両等は、そのまま進行することができること。 四　交差点において既に右折している車両等（多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く。）は、そのまま進行することができること。この場合において、当該車両等は、青色の灯火により進行することができることとされている車両等の進行妨害をしてはならない。 五　交差点において既に右折している多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、その右折している地点において停止しなければならないこと。　〔以下略〕

○道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）

第 4 条　信号機の構造及び燈器の高さの基準は、別表第 1 のとおりとする。

2　信号機の燈器の性能は、次の各号に定めるとおりとする。

一　燈火は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては 200 メートル、その他の道路においては 150 メートル前方から識別できる光度を有すること。

二　燈火の光の発散角度は、左方、右方及び下方に、それぞれ 45 度以上のものであること。

三　太陽の光線その他周囲の光線によつて紛らわしい表示を生じやすいものでないこと。

日本の議会

「見えない議会」を見えるものにするためにはどうしたらよいか。議会の問題を考える場合に、議会のしくみを理解しておかなければならない。

日本では、「議会」は国会だけでなく、全国三、二八二の都道府県、市町村のすべてにある。

国会は衆議院と参議院の二院からなっているが、都道府県議会と市町村議会は一院制である。このように、一口に議会といっても、そこには大きな違いがある。

議員の任期は、衆議院が四年、参議院は六年で三年ごとに半数が改選される。ただし衆議院のほうは解散があって、そのため平均の任期は約二年半といわれる。地方議会は、任期は四年で解散がある。

これまで、衆議院議員の選挙は、中選挙区制で行われ、そして参議院議員の選挙は、中選挙区と比例代表の完全分離型並立制（重複立候補を認めない）で行われてきた。しかし先の政治改革法の成立によって、衆議院は小選挙区比例代表並立制（重複立候補を認める）に変更されることになる。

この衆議院の選挙制度の改革は、いずれ、参議院と地方議会のあり方、そしてそれらの選挙制度の改革に連動していくだろう。

地方議会の選挙制度は、都道府県と政令指定都市は中選挙区制であり、その他の市町村の選挙は単一の選挙区で行われる、いわば選挙区のない選挙、すなわち大選挙区制である。

国会議員の定数は、これまで衆議院は五一一名、参議院は二五二名であったが、衆議院の定数が五〇〇名（小選挙区三〇〇名、比例区二〇〇名）に変わる。

地方議会の議員の定数は、地方自治法によって定められている。人口規模に応じて増加させることができるが、その上限、下限が設けられていて、町村では最低一二人、最高三〇人、市は最低三〇人、最高一〇〇人、都道府県は最低四〇人、最高一二〇人。ただし東京都の場合は最高一三〇人で、実際は一二八名の定数となっている。

これらの議員という肩書のつく職業人を合計すると、約六万五千人の大集団となる。

これを支えるお金について見ておこう。

国会では平成三年度の決算額は約九九二億円である。そのうち議員歳費は約一七三億円であり、立法事務費が約五九億円、文書通信交通費が約七〇億円である。

また地方議会では、同じく平成三年度の決算額を見ると、議員報酬は約三、五九二億円であり、それを含む議会費の総決算額は五、四四三億円である。

つまり国会から地方議会まで、議会にかけている総費用を合算すると、約六、四三五億円に達する。この巨額の金は、民主主義のコストといえば聞こえはいいが、やはり有効に使わなければならない貴重な税金である。

議会は、権力機構のうち、立法部門を担当する機構である。つまり憲法では「国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である」とされており、地方議会は地方自治法で「条例を設け又は改廃すること。予算を定めること。決算を認定すること等」とされている。

当然のことであるが、日本のような「近代的な国家」では、政治はすべて法律にもとづいて行わなければならないという「法治主義の原則」が採用されており、この法律（条例）をつくることこそ、議会の権能である。そこで、その議会の構成員たる議員の仕事の最も重要な部分が「立法」ということになるわけである。

国会議員の仕事

国会議員の仕事は、大きく分ければ三つある。まず第一は、日本をどんな国にするかということを考えて政策を立案し、それを実現するための法律をつくることであり、第二に、国会に提出された法律を検討して賛成するか、修正するか、反対するか判断することであり、第三は、法律にもとづいて行われるお役所の仕事ぶりを、国会での質問を通じてチェックすることである。しかし、現実の国会では国会議員がそうした仕事をきちんと行っているかどうかとなると、大いに疑問である。

政策は官僚まかせ　まず、政策を立案することであるが、国の運営にかかわる重要な政策は、国会議員よりも実際は官僚がつくっていることがほとんどであり、また有力政治家がときおり政策を発表するが、その黒子が官僚であることは、ほとんどの国民が知っていることだ。その政策を実現するための法律について、国会議員自身が法律をつくる議員立法の事例もないわけではないが、きわめて少ない。

国の針路に関係するような重要な法律はもちろん、国民生活に関係する法律までほとんどを霞が関の官僚が代わりにつくってくれ、さらにその内容について、官僚が国会で説明してくれるので、国会議員は法律をつくる必要がないし、時には、大臣でさえ自分の担当する法律の内容を知らなくてすむということもある。

ある重要な法律の審議の時に、野党議員の質問に対し担当大臣が「それは大事なことなので、政府委員（お役人）に答弁させます」と再三やって、失笑をかったことがある。

セレモニーとしての本会議　また、日本の国会では年間約一〇〇本の法律が提案されるが、その内容を簡単に知るための手段が整備されていないこともあって、国会議員は内容を知らずに賛成したり、反対したりしている。

議員は自分がかかわっている委員会で審議されている数本の法律については、ある程度理解しているが、他の法律についてはその議員が所属している会派で、会派拘束という形で賛成か反対かを決めてくれるので、国会議員は法律の中身がわからなくても、その指示に従って議場の中で立ったり（賛成）座ったり（反対）していればいいのである。

一九九〇年、筆者が社会党の衆議院議員として初登院した頃、国会の中の行動隊副隊長に任命された。その役割の一つが、本会議場での立ったり座ったりの目印になることだった。本会議の開会約三〇分前から代議士会が開かれるが、そこで議院運営委員会の理事から、当日の本会議に提案される法律案が読みあげられ、党として賛成か反対かが示される。その内容が箇条書きにされて一応全議員に渡されるのだが、本会議場に入ると最前列の自分が、それを記憶しておいて、立ったり、座ったりするわけである。時折、目印の本人が他のことを考えてうっかりしていると、賛成起立の時に周辺は座ったままということがあり、議場の雰囲気であわてて立って、周辺もバラバラということもあった。

無所属議員の場合は、事前の情報も少なく、本会議直前に、その日提案される法律の中身を知り、そこで態度を決めなければならない。その判断には限界もあるので、自分の立場に近い政党の動きに合わせることになる。

つまり、ほとんどの場合、法案の行方は、本会議が開かれる前に決まっているので、議場

での立ったり座ったりは、セレモニーとなっている。

そこで、議員たちは法案への賛否への関心よりも、普段忙しくてお互いに会うことのできない同士の情報交換の場として議場を使うことになる。

議員の紹介で国会に傍聴に来る人々は、厳しいボディーチェックを受け、サイフ以外の物はほとんどロッカーに置いてこなければならない。そして、議場では声を出すことも拍手をすることも許されず、衛視に監視されながら、緊張して座っていなければならない。ところが議場を見ると、私語で騒然とし、議員があちこちと歩き回っている。はじめて傍聴に来た人たちは、この光景にびっくりするようであるが、議場がこのようになっている理由は、形式的なセレモニーの場となっているからである。

不十分な行政のチェック　次に、お役所の仕事のチェックであるが、本会議場での質問は、機会も少なく一方通行になりがちで限界がある。そこで、委員会での一般質問で、多様な角度から役所の仕事を点検したいと考えるのだが、そもそも与党が質疑時間を確保することに応じようとしない。よしんばとれたとしても、決して十分な時間はとれない。さらに与党議員は、ほとんど委員会で質問をしないし、委員会室に座っていないということも多いのである。

これは、国会のしくみに問題があるのだが、会期が限られていることもあって、与党議員

は、政府提案の法律をできる限り早く成立させるということに専念しているため、余計な時間をとられたくないのである。

自民党の一党支配の時代には、政府提案の法律は、事前に部会（各常任委員会に対応し、商工部会といった組織がある）で関係議員に説明が行われ、そこで内容についての質疑を行ったうえで総務会の決定を経て国会に提案されてくることから、与党議員が、あらためて委員会で質問する必要がないのである。

「忙しい」議員　それでは、国会議員というのは、毎日いったい何をしているのか、忙しそうに分きざみで人と会ったり、どこかに出かけたりしているが、それらの行動は、結局は国会議員が今後も国会議員であるための仕事、つまり、次の選挙対策のために走り回っているといってもいいすぎではなかろう。交通違反処理の相談、入学、就職の相談、制度融資の利用の相談など多岐にわたる支持者からの相談がある。もちろん、それらの相談の中には、法律の運用に関係する問題も含まれていたりするので、すべてが陳情、苦情処理とは言い切れないが、多くは支持者の維持、拡大のための世話やき活動、そして資金集め活動である。

また、いろいろな会合に政治家が必死に出席するのは、次の選挙に向けて顔を売るためであり、また主催者は、国会議員を参加させたことで自分の面目が立つ。冠婚葬祭を走り回るのもその意味である。

これが国会議員の仕事の実情なのである。

政治のリーダーシップとは

現在、政治は長年続いた自民党の一党支配の政治が終了し、細川政権、羽田政権、村山政権、と連立政権の時代となった。そして、新しい政党が次々とでき、国会の様子も変わろうとしている。しかし、そもそも国会議員の一人一人の行動が先に述べたようなことでは、新時代にふさわしい議会の機能を発揮することはできない。

最近、有力な政治家がそれぞれ政治に対するビジョンを発表している。その中で、小沢一郎氏は、著者『日本改造計画』で、政治のリーダーシップを確立することを主張している。

小沢氏の目的とするものは、おおまかにいって「わかりやすい政治」を実現すること、もう一点は、政治の主導力を「官僚」から「民」の代表たる政治家に移転することの二点であろう。

この理念自体には、大いに賛成である。

だが、この理念を実現するために小沢氏が主張する手法には疑問点が多い。小沢氏の主張によれば、まず、「わかりやすい政治」を実現するために、議会においては「談合政治」を排し、多数決原理を貫徹するという。

そして、その一方で、政治のリーダーシップを確立するために、内閣の機能をより強化し、行政の中にまで与党の政治家が入り込むことによって、国家権力を完全に掌握するとしている。具体的には、一五〇～一六〇人程度の与党議員を各省庁に送りこみ、それによって「民」主体の政策決定を行うと主張している。

この提案は、イギリスの議院内閣制をモデルとしている。小沢氏が現代の政治家の中では、イギリスなど国際政治に造詣が深いことは認めるが、その理解も結局は表面的、外面的なものにすぎないようである。というのも、小沢氏はイギリスと日本の政治の根本的な相違を無視して、制度導入だけを主張しているからである。

まず第一に、政治プロセスの違いをあげておこう。イギリスで政府に入っている議員の数が多いのは、提出法律案ごとに法案審査委員会をつくるため、委員会での野党側の質疑に応え、政府の主張を明らかにするため、必然的に多くの閣外大臣や政務次官を張りつけなければならないからである（下院議員たる大臣は上院に出席できず、上院議員たる大臣も同様に下院に出席できないことも、政府に入る議員の数を多くしている）。

何もこれらの大臣が全員常に政府の意思決定に参画しているわけではない。

イギリスの政治において重要な原則は、「政治情報はまず議会で明らかにしなければならない」ということである。たとえば、歳入予算（一九九三年から歳入歳出が一体化された）は常

に政府の最高首脳だけで極秘に決定され、他の閣内大臣はもちろん、与党議員にも事前に知らされることはない。かつて、歳入予算を大蔵大臣が発表前日にもらし、責任をとって辞任したほどである。この原則のもとでは、政府の意思決定に参加できる者は一部に限られており、情報到達の点からすると、与党議員も野党議員も同じなのである。

だからこそ、議会では与野党問わず議論が沸騰し、その審議が活性化して、「わかりやすい議会」を実現しているのである。

形骸化する国会審議

小沢氏のいうように、「民」の代表たる政治家を大挙して各省庁に送り込んで、事前審査を強めるのは、さらにいっそう国会審議を形骸化させることにしかならない。そうした体制が実現すれば、議会は多数決というセレモニーを行うためのたんなる儀式の場となるのではないか。あってもよいが、ないほうがよりましな存在ということになりかねない。

ところで、もう一点、日英両国の政治の質の違いも忘れてはならない。イギリスでも、政治のテーマは日本同様多岐にわたっているが、とりわけ目立つのは国際問題、たとえば、EC問題や英連邦問題、国内的には、税金や雇用、治安（IRA）問題である。

ところが、日本では、国際問題等そっちのけで、もっぱら利益誘導が政治の中心であった。

つまり、政治とは、規制の強化とその見返りである補助金の交付を行うことであり、法案の審議は、それを具体化することだったのである。

このような政治風土の中で、与党議員が多数政府に入ったら、どうなるだろうか。その結果は、火を見るより明らかであろう。利益誘導がいっそう激烈になり、立法府の行政府に対する侵害がおこり、三権分立が崩壊してしまうであろう。

この政治体制は「議会統治制」と呼ばれるものであるが、政治の質を転換することなくイギリスの制度を真似ても、百害あって一利なしなのである。

現在は、いかに民主政治を充実させるかということが時代の流れとなっているのであり、その意味では、あくまでも「三権分立」を前提にしたうえで政治のリーダーシップを確立するべきなのである。

議会統治制によって、誤った政治のリーダーシップが発揮されると、フランスの一八世紀のジャコバン派の支配体制のようなことがおこりうる。ジャコバン派は議会の七四五人の議員のうち、約一〇〇人を占めるにすぎなかったが、中間派約五〇〇名を影響下において、警察権を手中に収め、また裁判所も支配して独裁体制を確立し、反対派約二万人を処刑する恐怖政治を展開したという。

引用した事例が少々古いが、現代日本の中央集権的な政治制度のもとで、議会統治制が実

施された場合を想像すると、少し空恐ろしくなる。議会統治制によって、行政の情報が与党に完全掌握され、次いで地域、末端にいたる利権の構図もその中にとりこまれることになると、結局野党はそれに抵抗する方法がなくなり、政治は閉塞状況に追いこまれかねないのである。

「対抗する場」としての議会

このような危険性をもつ議会統治制は選択するべきではない。日本においては、これまで議会権力が行政権力に従属してきたが、憲法でも明確に位置づけられているように、議会がその本来の役割を果たし、行政権力をチェックし、そしてそれに「対抗する場」として位置づけられなければならない。

政治のリーダーシップは、議会の信任を得た内閣が行政を統括して、発揮しなければならないが、その「発揮」ということについては、近代民主政治ではあくまでも議会を通じて法律をつくる、あるいは改廃する、または質疑を通じて行政をコントロールすることだということを強調しておきたい。

これまで、内閣の行う政治は、小沢氏のいう「議会統治制」とは反対に、行政の側が審議会などを隠れみのにして、実際は官僚が政策を立案し、それを閣議にかけて決定し、国会に

提案するというものであった。つまり、行政権力が議会の中までに入りこみ、議会をコントロールするということが平然と行われていた。

たとえば議会の承認を必要とする人事案件についても、その人物の業績など詳細は知らされず、役所の意向でそのOBが公然と押しこまれてくることがある。具体例をあげると、公正取引委員会はかつては民間人の委員も任命されていたが、いつごろからか、役所のOBに占められるようになってしまった。その問題点を指摘しながら、あまりにも形式的な人事承認のあり方について、社会党の商工部会でとりあげたことがあるが、出席した役人は、呼ばれたこと自体が納得がいかない。「人事権は自分たちにあり、議会に承認を求めるのはあくまでも形式にすぎない、とやかく文句を言うな」という姿勢であったのには驚いたものである。

これからの政治を考える場合、政治家が行政をかきまわすことも、反対に行政が政治家をかきまわすことも、ともに排除されなければならず、内閣の政策は与党議員のイニシアティブによって立法化され、そして国会に提案されて野党議員との間で審議される。さらに成立した法律にもとづいて、行政が仕事をするということでなければならない。

もちろん、そのためには、議会のみならず政党の思い切った改革が必要不可欠となる。政治改革法案が、長く国会で議論されてきたが、その法案は、自治省が担当官庁となり、

内閣法制局の作業を経て立法化され政府案として国会に提出された。しかし、考えてみれば、公職選挙法の改正などは、議員の身分にかかわるものであり、また政治資金の規制といったことは、議員がみずからを律しなければならない課題であるといった点からいっても、本来与党が議員立法で法案化し、そして提案するべき法律であった。

さらに、次の重要な政治課題としてとりあげられている、「分権」「規制緩和」というテーマは、いかに行政権力をコントロールするか、ということであり、その意味でいうと、それらの法案化を行政にまかせるというのは、いかにも筋違いである。

もし官僚に起案をまかせてしまったら、それはまず法案になる前にボロボロになってしまうのは容易に想像できることである。

議員立法の活用

となれば、やはり議会主導で、「自覚した議員」による議員立法で行われなければ、その意図するものとならないのではないか。

年間提案される約一〇〇本のすべての法律について、議員立法で提案すべきだなどと乱暴なことをいっているのではなく、行政の継続性にかかわる実務的な法律は、政府提案でも問題はないが、内閣がリーダーシップを発揮して行う政治的な課題は、本来与党の議員立法で

提案されるべきである。

このことは、格別に目新しい提案ではない。

現に一九四九年、アメリカ議会を視察した議員団から、「立法府たる国会がみずから立法に任ずること。これがためには憲法及びその他の法律にもとづく内閣提出の議案以外の法律案は、党を通じて議員より提出することに改めること」といった要望が両院議長に出され、さらに与党から内閣への申し入れがあり、それを機会に一時期政府依頼法案ということで、内閣で法律案の草案を作成し、それを与党を通じて国会に提出するということが行われていた。

しかし、その後、自民党一党支配の政治が固定化する中で、政権与党一体という意識が強まり、内閣が直接提出するようになった。

いま、自民党の一党支配の政治体制が終了し、政権交代が柔軟に行われる時代となったのであるから、議会の活性化を図るうえから、そうしたことも是非再検討するべきであると考えるのである。

渋谷　修（しぶたに・おさむ）

1950年青森県五所川原市生れ、東海大学航空宇宙学科中退。
中小企業分野確保協議会、官公需適格組合協議会などの役員を経て、1990年衆議院議員（～1993年）、現在「新党さきがけ」のメンバーとなり、「さきがけ東京」副代表。
〈著書〉
『中小企業の挑戦』（三一書房）

議会の時代―議員立法と議会改革
1994年11月20日　第1刷発行

著者　渋谷　修
発行者　株式会社三省堂
代表者　守屋眞明
発行所　株式会社三省堂
〒101　東京都千代田区三崎町二丁目22番14号
電話　編集（03）3230-9411
販売（03）3230-9412
振替口座　00160-5-54300
〈議会の時代・256pp.〉
©O. Shibutani 1994 Printed in Japan
落丁本・乱丁本はお取替えいたします。
ISBN4-385-35623-8